

佐野ラーメンデジタルマーケティング業務内容説明書

1 業務名 佐野ラーメンデジタルマーケティング業務

2 業務目的

本業務は、観光デジタル広告の配信（以下「広告配信」という。）により、「佐野ラーメン」を中心とした市内の観光資源をPRし、佐野市への観光客及び消費額の拡大を図ることを目的とする。また、ランディングページへの来訪者の居住地域や年齢層等を把握することで、今後の観光施策に活用することを目的とする。

3 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 業務内容

(1) 主要ターゲット

- ア 本市周辺（東京都、埼玉県、群馬県及び栃木県）在住者
- イ 20代～40代

(2) 企画・構成

- ア プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議を行い、構成を決定すること。
- イ 受託者は、委託者が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。決定した内容を基に、脚本・デザイン等を作成すること。

(3) 制作内容及び対象媒体

- ア 佐野市への来訪気運の醸成を図る広告の配信プランを立案すること。広告物の遷移先（ランディングページ）として、「佐野市観光協会」のウェブサイト（<https://sano-kankokk.jp/>）を設定し、広告を制作すること。
- イ 画像等の広告物で使用する素材提供は、委託者から提供可能であるが、その画像をもとに広告物を制作すること。
- ウ 対象媒体は Google（P-MAX）、meta の2媒体とし、目的に応じた最適な配信回数を目安と共に委託者へ提案すること。
- エ 広告配信においては、アカウント設計、広告文の作成、配信設計等、必要な措置を考案すること。

(4) 広告配信における効果計測設定

- ア ランディングページは、佐野市観光協会のウェブサイトとし、各媒体の計測設定を行うこと。必要に応じてランディングページの構成や設定の助言を行うこと。
- イ GTM（Google Tag Manager）を利用したイベントによる計測タグ設定を行うこと。

- ウ Google Analytics を活用したイベントによる計測タグの設定を行うこと。
- エ 広告配信やウェブサイト閲覧等を分析し、必要に応じてターゲティングの変更、絞り込み等、改善策を本市と協議の上、実施すること。

(5) 実施広告媒体における運用業務

- ア 本業務における広告配信の最適化を図る上で、最適な指標を設定し、KPI としてふさわしいものを提案すること。
- イ 入札調整を含む配信調整を行うこと。
- ウ 効果分析を基に広告物の差し替えを行うこと。

(6) 運用結果の報告

- ア 毎月 1 回の定例報告会を実施し、効果分析を報告し、改善が必要な場合、改善案を提示すること。
- イ 掲載期間終了後、事業の結果分析及び今後の展開について、改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を速やかに提出すること。

5 業務実施体制

(1) 業務実施計画書及び業務責任者

契約締結後、業務実施計画書を提出すること。また、業務責任者を定め報告すること。

(2) 協議

業務実施計画書に従い、業務責任者は適宜打合せを開催し、進捗状況の報告等を行うこと。なお、打合せは原則オンライン会議とする。

6 広告物の種類・構成等

(1) 広告物の概要

「佐野ラーメン」を主な宣伝材料とし、「佐野ラーメンを食べに行きたい」「佐野市へ観光に行きたい」と本市への来訪意欲を高める広告物を制作すること。

(2) 広告物の詳細、条件

広告物の詳細及び条件については、提案に際して提示すること。

(3) その他

市のイメージが毀損されないよう、配慮した上で業務を遂行すること。イメージを損なうおそれがあると市が判断した場合は、直ちに広告物の修正及び広告配信の停止を行うこと。

7 著作権

- (1) 本業務の実施により完成した広告物の著作権は、委託者に帰属するものとし、利用、複製及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。また、広告配信及び来訪者計測等による実施レポートは、委託者が自由に公開

及び公表できるものとする。

- (2) タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、全て委託金額内で実施すること。
- (3) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

8 成果品の納入及び委託金の支払いについて

- (1) 納品物
納品物、納品方法については、提案に際して提示すること。
- (2) 納品期限
令和9年3月19日（金）まで
- (3) 支払
本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

9 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

10 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 留意事項

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載がない事項等に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者において別途協議の上、対応するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項であっても、委託者が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責めに帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うものとする。